

申 請

平成 23 年 10 月 6 日

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
野田 佳彦 殿

福島県知事  
佐藤 雄平

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に  
基づく平成 23 年 9 月 20 日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること。

- 1 福島県会津若松市、桑折町、天栄村、檜枝岐村、只見町、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、棚倉町、玉川村、広野町及び楢葉町（福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内を除く区域）で産出される原乳
- 2 解除を申請する理由：別紙参照

## 解除を申請する理由

### 1 出荷制限を解除する地域

会津若松市、桑折町、天栄村、檜枝岐村、只見町、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、棚倉町、玉川村、広野町及び楡葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内を除く区域)

### 2 解除の考え方

この地域には原乳の生産農家が存在しないため、原乳の出荷制限が解除されていなかったが、原乳の出荷を開始する場合に県へ報告すること、適正な飼養管理の徹底を行うこと、原乳の出荷開始前に放射性物質検査を行い、暫定規制値を下回ることを確認することにより出荷制限の解除を申請する。

### 3 解除後の出荷管理

(1) 福島県は、原乳を取り扱う農業協同組合等(以下「農協等」)又は農協等を通さず直接乳業者に原乳を販売する場合は乳業者に対して、出荷制限解除時点で原乳の出荷を行っていない市町村において農家が酪農経営を開始することを決定したときには、農協等又は乳業者から県に農家の氏名、所在地、飼養予定規模、営農開始予定日等をすみやかに報告するよう要請する。

(2) (1)の報告を受けた福島県は、営農開始前に当該農家に対して、原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理等に関する関係通知を周知するとともに、関係団体と協力して適正な飼養管理を指導する。

また、県は、当該酪農家が出荷する特定のCS又は乳業工場(CS等)を事前に協議するとともに、出荷開始前1ヶ月以内に1回農家単位で搾乳した原乳の検査を行い、暫定規制値(放射性ヨウ素にあっては $100\text{ Bq/kg}$ )以下であることを確認し、酪農家は、原乳の出荷を開始する。

(3) 原乳の出荷開始後は、出荷先のCS等における解除後の検査計画及び出荷管理に基づいて検査等を実施するとともに、県は、関係団体と協力して適切な飼養管理に係る巡回指導を実施する。

# 福島県原乳出荷制限解除申請市町村

